

# 総務常任委員長報告

委員長 田中弘子

総務常任委員会に付託された案件の主な審査内容です。

**議案第5号 「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」**

**委員** 本改正の主な変更ポイントは。

**税務課長** 未就学児の均等割額の2分の1を公費負担として減額することです。

**議案第7号 「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第12号）について」**

## 総務課所管分

**委員** 保育士等の処遇改善臨時特別交付金事業による特殊勤務手当について、1日当たりの単価150円は国が示した金額になるのか。また、新型コロナウイルスへの感染の危険が伴う対応となれば金額が低いようにも感じるが。

**人事係長** 金額に関して国から特段の通知等受けたものではありませんが、熊本市の同様の手当や本市の

他の特殊勤務手当との均衡も考慮しながら設定したものです。

**総務課長** 今回の処遇改善等については、保育士と介護等に携わる方々の給与が他の職種に比べて低いという趣旨で国から改善を求められているものです。阿蘇市の公立保育園に勤める保育士の給料については、一般事務職と全く同じ給料体系であり、決して低い状況にはないことから、今回の金額を設定させていただいています。

## 選挙管理委員会所管分

**委員** 投票用紙の交付機は、9台の導入ですべての投票所に設置できるのか。

**選挙管理委員会事務局次長（総務課長）** 22の投票所のうち、17箇所

は有権者が300人を超えています。国政選挙になれば、小選挙区、比例代表、国民審査の3つの投票が一度に行われることになり、この17箇所

の投票所に3台ずつ整備するのに9台不足するため、その分の予算を計上しています。



投票用紙交付機

**委員** 内牧支所での期日前投票所は、本庁より数日遅れて開設される。内牧支所はかなり多くの利用があるため、本庁と同じ期間での開設はできないか。

**選挙管理委員会事務局次長（総務部長）** 選挙管理委員会事務局にも同様のご意見をいただいております。開設期間が短いと人が集中し密になることも課題としてあるため、そのようなことも含めて選挙管理委員会で協議を進めたいと思います。

**委員** 職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の庁舎内の消毒については、陽性者が発生するたびに委託し消毒を行うのか。

**財政課長** 本年1月18日と24日に職員に陽性者が出た際にもそれぞれ委託して消毒を行っています。今後基本的には同じような対応になりますが、職員で消毒が可能な部分は職員で対応していきたいと考えています。

**委員** 宝くじの収益金に係る熊本県市町村振興協会の交付金は、雑入として受け入れるだけで、使途に制限はないのか。

**財政課長** 使途については、ソフト事業等へ充当するよう規定されていますが、その内容については市町村の判断になるため、今回は小中学校の外国語指導助手の人件費などに充当しています。

## 防災課所管分

**委員** 阿蘇山観光事業特別会計から充てられている火口監視業務委託料などについては、規制等に伴い収入源である公園道路使用料が減少傾向にあることから、他の防災予算と

同様に直接一般会計から支払ってもよいのでは。

**政策防災課長** 阿蘇山観光事業特別会計の歳入である公園道路使用料は、昭和39年頃に国に山上道路の使用に対する貸付けが認められ徴収するようにになりました。その使用料は、火口を見学するお客様方を噴火や火山ガスなどから守るための防災面に要する経費となっており、その当時の取決めによって運用しています。



規制中の阿蘇山公園道路

**税務課長** 令和10年度までに境界確認を完了し、令和12年度に登記完了する予定です

**委員** 航空写真撮影業務委託料に1,996万円計上されているが、ドローンなど手軽な機器の活用はできないか。

**税務課長** 現在、航空写真の撮影には小型航空機が使用されていますが、コストが高いことからドローンでの実験なども行われており、将来的にはドローンによる安価な撮影もできるのではないかと思います。

**委員** たばこ税については、住民の方々や観光などで阿蘇市にいられている方に、市内でたばこを購入してもらえれば増収につながると理解してよいか。

**市民税係長** 阿蘇市内での購入が多ければ、それだけたばこ税として市の税収につながります。

#### 財政課所管分

**委員** 地方揮発油譲与税について、前年度と同額で予算計上されているが、電気自動車の普及やガソリン価格の高騰から令和4年度は減少するように思われるが、また、ガソリン税の課税単価についても、ロシアと

ウクライナ情勢の影響もあるのではないか。

**財政課長** 地方揮発油譲与税については、国の地方財政計画でおおむね前年と同額予算が示してありますので、それに準じた計上をしています。また、ガソリン税については、今のところ1リットル当たり53.8円が国税として課税され、そのうち地方揮発油税については5.2円と定められています。情勢の影響で単価が変わるのかは、まだ把握していません。

**委員** 歳入の市債は約8億円となっているが、当該年度中起債見込額は約35億円となっている。何を見込んでいるのか。

**財政課長** 令和4年度当初予算では、約8億円を計上していますが、当該年度中起債見込額には、防災行政無線デジタル化事業などの繰越分なども含んでおり、合わせて35億円程度を見込んでいます。

#### 総務課所管分

**委員** お知らせ端末の更新について、防災無線の更新の場合は、アナログからデジタル化するため変えざるを得ないとの理由から、17億円の

事業を承認している。防災無線と機能も重複する部分もあり、1台10万円は高額だと感じる。もう少し時間を掛けて構想を練り直す必要もあるように思うが、今、機械も交換しなくてはならない必要性について説明を。

**総務課長** お知らせ端末機の導入から10年が経過、端末機種はすでに製造が中止されており、在庫で故障に対応していますが、在庫がなくなり次第対応ができなくなります。そのため、令和4年度に後継機種にも対応できるように先に現システムを更新し、令和5年から3か年計画で後継機種へ交換を進めていく計画です。

**総務部長** お知らせ端末の利用については、スマートフォンをお持ちでなかったり、うまく活用できない方々を中心に、顔と顔を見ながら会話をするなど活用がされており、コロナ禍で人が集まる機会がない中、更に利用の定着がなされています。行政としては、これまでの行政サービスを下させることなく、しかるべき時期に更新することが必要であると考えています。

#### 議案第14号「令和4年度阿蘇市一般会計予算について」

#### 税務課所管分

**委員** 外部委託した波野地区の地籍調査について、終了予定はいつ頃か。

### 内牧支所所管分

**委員** 総合センター除草等業務委託の内容を。また、委託先はどこになるのか。

### 総務振興係長

毎年、内牧地区の区長会に年5回の除草作業を依頼し、除草後の処分までをお願いする内容です。令和4年度は成川区と内牧5区が作業される予定です。

### 波野支所所管分

**委員** 波野支所周辺管理業務委託料について、旧波野支所前の公園は



旧波野支所前の公園

勾配もきつく植栽等もあることから、安全性を考慮し専門業者に委託してはどうか。

### 波野支所所長

勾配もかなり急であるため、専門業者への委託も考えています。

### 政策防災課所管分

**委員** 防火水槽整備事業で新設する水槽は、どのような形式か。

### 総務部長

合併後、安全面も考慮し、耐震基準に適応する埋込式の防火水槽になっています。

**委員** 広報誌には、例年、市政報告会の内容が細かく掲載されていたが今年度は掲載がなかった。決算時の資料となる『主要な施策の成果』の方針のもと執行されているから予算も可決していたと思う。状況に応じて記事を掲載したりしなかったりするということについてどう考えていくのか。

### 政策防災課長

市内全域で開催します市政報告会については、多くの方々から様々なご意見、ご質問が寄せられます。その内容などについては総合的に調整させていただきました。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より、「まず、『広報や市政報告において求められる情報を正確に伝える』、『住民と双方向のコミュニケーションの確立に努める』という方針が守られていないように思う。毎年決算で承認された事業の方針に従って進めていただきたいが、それに対する内容ではなかった。さらに、お知らせ端末については、防災無線と防災の面で機能が重複するうえ、2つの事業を合わせると約28億円規模の事業となる。しかも性能がよく分からない上に高価で停電時には使えない機器である。今一度、必要性や更新時期などを練り直す必要があると思うことから、本案には反対します。」との反対討論がありました。

挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

給減額については、令和4年4月1日が施行日なので、令和4年6月の期末手当からの減額となるのか。

### 総務課長

特例措置により、令和4年6月の期末手当から、令和3年12月の期末手当で減額の予定であった0.15月分も加えて減額することになっています。

**委員** 遡って二重に引かれることに問題はないのか。緩和措置等の考えは。

### 総務部長

阿蘇市は人事委員会を持っていませんので、国の人事院勧告に基づきこれまで対応を行ってきました。今回も国の令和4年6月の期末手当で調整という方針に準じ、職員をはじめ、市長、副市長、教育長等についても、6月で調整を行うことにしています。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

議案第34号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

### 委員

本改正による期末手当の支